コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

IWABUCHI CORPORATION
最終更新日：2016年6月29日
イワブチ株式会社
代表取締役社長　内田秀吾
問合せ先：047-368-2222
証券コード：5983
http://www.iwabuchi.co.jp/index.htm

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

株主・取引先・従業員をはじめとするステークホルダーと企業価値を分かち合えるように経営の健全性、効率性を目指すとともに、ステークホルダーがその判断を出来るように可能な限りの情報を開示することをコーポレート・ガバナンスの基本とし、法令を順守するとともに企業の社会的責任を果たすべく安全な製品の供給と環境の保全に努め、地域社会との共生を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

全ての基本原則について実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
住友商事株式会社	1,000,000	9.31
イワブチ取引先持株会	750,000	6.98
イワブチ従業員持株会	417,000	3.88
株式会社みずほ銀行	409,000	3.81
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	398,000	3.70
三井住友信託銀行株式会社	380,000	3.54
公益財団法人光奨学会	380,000	3.54
株式会社常陽銀行	359,000	3.34
新日鐵住金株式会社	320,000	2.98
光岡 毅	243,500	2.27

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況については、平成28年3月末日現在の状況として記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中正人	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中正人		当社筆頭株主である住友商事株式会社鋼板・建材本部本部長付であります。当社は同社と材料仕入の取引関係があります。	鉄鋼業界に精通しており、また、その経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 このことから、取締役会において、適宜意見の表明を行うなど、社外取締役として、有効な経営監督を果たしていただくことが期待できるため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

（1）監査役と会計監査人の連携状況
会社規定において、監査役は、会計監査人と緊密な連携を図り、監査体制、監査計画、監査実施状況及び財務報告に係る内部統制の状況などの報告を受け、また、その結果については、監査役会に報告することを定め、監査役は、会計監査人と原則年2回以上会合し、連携を図っております。
監査役会は、会計監査人に対し、必要に応じて報告を求めると共に、監査役会からは、監査報告書を適宜会計監査人に送付しております。

（2）監査役と内部監査部門の連携状況
会社規定において、監査役は、内部監査部門と緊密な連携を図り、社内の監査体制、監査計画、監査実施状況及び内部統制全般などの報告を受け、また、その結果については、監査役会に報告することを定め、常勤監査役は、内部監査部門と日常的に連携を図っております。
監査役会は、内部監査部門に対し、必要に応じて報告を求めることとしております。

（3）監査役と内部統制部門の連携状況
　　社内から選定した7名の内部統制評価員が内部統制部門を構成し、監査役よりその職務を補助するスタッフの要請がある場合は内部統制評価員をその任にあたらせ、その任に従事している間の指示者は監査役とし、取締役からの独立性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土屋文実男	公認会計士													○
石川耕治	他の会社の出身者										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋文実男	○	―――	公認会計士および税理士の経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 このことから、取締役会において、適宜意見の表明を行うなど、社外監査役として、有効な経営監督を果たしていただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
石川耕治		当社株主である損害保険ジャパン日本興亜株式会社千葉西支店長であります。当社は同社と損害保険代理店契約を締結しております。	リスク管理に精通しており、また、その経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。 このことから、取締役会において、適宜意見の表明を行うなど、社外監査役として、有効な経営監督を果たしていただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ必要ないものと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年３月期における取締役に支払った報酬等の総額は、246,636千円です。当該額の中には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
なお、連結報酬等の総額が１億円以上である取締役はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、その報酬限度額を株主総会で決議いただいております。
個別の役員報酬額は、取締役会で決定しております。具体的には、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を勘案し決定しており、業績により毎期大きく変動させることはしておりません。賞与を支給する場合は、株主総会の議案とするものであります。
また、役員退職慰労金は、その具体的金額、支給の時期、方法等を、取締役会に一任する旨の決議が株主総会でなされた後、取締役会で役員退職慰労金規定に基づき支給額を決定しております。役員退職慰労金規定においては、報酬月額に役位別の乗率と在職年数を乗じて支給金額を算出する旨定められております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社内から選定した7名の内部統制評価員が内部統制部門を構成し、社外監査役よりその職務を補助するスタッフの要請がある場合はその任にあたらせます。
また、取締役会の議案書および付属資料等は事前に配布し、その他必要な情報は速やかに提供しております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（１）業務執行
取締役会は、現在８名（男性）の取締役で構成されており、原則月１回の定例取締役会を開催し、法令で定められた事項および業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
常務会は、現在４名（男性）の取締役(社長、専務、常務２名)で構成されており、原則月１回の常務会を取締役会の前に開催し、会社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項について審議しております。また、常勤監査役1名（男性）も常務会に出席しております。

（２）内部監査
社長室長を責任者とする各部店・子会社単位で監査する経営全般の監査は、各部店・子会社に対し２年に１回以上実施され、その結果は、取締役、監査役に報告されております。
また、ISOの管理責任者による品質および環境監査は、それぞれ年１回実施され、その結果は、取締役に報告されております。

（３）監査役監査
各監査役は、相互の協議による職務分担に従い、取締役会および各種委員会に出席するとともに監査計画に基づいて業務および財産の状況を調査し、取締役および部門関係者と面談し、電磁記録のアクセスを通じて監査を実施しております。
監査役会は、社内常勤監査役１名（男性）、社内非常勤監査役１名（男性）、社外監査役２名（男性）で構成し、原則として2ヶ月に１回開催しております。

（４）会計監査
会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人であり、監査契約を締結し、適正な会計監査を受けております。平成28年３月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、小出健治および成島徹の両氏であります。会計監査業務に係る補助者は公認会計士５名及びその他5名により構成されております。

（５）取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

（６）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項
ア．自己株式の取得
当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得ができる旨を定款に定めております。

イ．中間配当
当社は、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役１名を含む取締役会と社外監査役2名を含む監査役会の連携を中心に、内部統制システムの整備とISOマネジメントシステムを通じて、経営に対する監督機能の強化を充分に図れることから、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年６月29日開催の第66回定時株主総会の招集通知は、平成28年６月９日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ（http://www.iwabuchi.co.jp/）において、企業情報およびその他に投資家向けIR情報等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	イワブチグループの企業行動指針を下記のとおり定め、ステークホルダーに対し、真摯な姿勢で向き合う旨を規定しております。 イワブチグループは社会の変化を先取りした積極的かつ健全な事業経営を通じて、社会的責任を果たしていくために次の7原則を行動指針とする。 1．安全性や品質に十分配慮した製品を開発・提供し、顧客の満足と信頼を得る。 2．自由な競争を通じ、適正で公正な取引を行なう。 3．法令と規則を順守する。 4．透明性を重視し、企業情報を適切に開示する。 5．環境保全に積極的に取組む。 6．安全で働きやすい職場環境を確保する。 7．良き企業市民として地域社会に貢献する。
環境保全活動、CSR活動等の実施	（1）環境保全活動等の実施 ISO9001およびISO14001に関して一般財団法人日本品質保証機構の審査登録を受け、そのマネジメントシステムを活用し、製品の品質管理による不良低減等を通じて材料等の資源の有効利用と環境保全に積極的に取り組んでおります。 なお、品質方針および環境方針は当社ホームページにて公開しております。 （2）CSR活動等の実施 地域社会への貢献として、地域の奨学金交付団体である公益財団法人光奨学会に対し、運営資金面を含む事業活動を支援しております。 また、松戸少年少女発明クラブ、松戸まつり、松戸花火大会、松戸市立図書館、江戸川を守る会、盲導犬を普及させる会、日本赤十字社等に寄付等の支援をしております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	イワブチグループの企業行動指針において、透明性を重視し、企業情報を適切に開示することは、当社グループが積極的かつ健全な事業経営を通じて社会的責任を果たすための前提と位置付けております。 これを基に、ステークホルダーが当社の企業価値、社会的役割等を的確に評価できるように、会社情報（決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報）の適時開示に係る社内体制を整備しております。 一例として、仕入先で構成された協力会において、生産情報等の情報交換会を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

内部統制システムは、経営の健全性を目指すコーポレート・ガバナンスの中核であるとの認識のもとに、企業が開示する情報が適正であることを確保する手段と考えております。また、業務の効率性を確保するとともに、法令を順守し、経営に重大な影響を与える事故や不祥事を未然に防止するリスク管理システムとして捉えております。

なお、当社の内部統制システムは、当社グループの企業行動指針を踏まえ、企業規模、業界の特殊性、経営への影響度、社会的責任、費用対効果を十分考慮した上で整備するものとしております。

（2）整備状況

ア．当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社は、取締役、従業員を含めた「イワブチグループ企業行動指針」を定めるとともに、役員を対象とする役員規定を定め、これらの順守を図っています。

（イ）取締役には取締役会規定が設けられ、原則月１回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。

（ウ）当社は、監査役会設置会社として、取締役の職務執行に関しては監査役会の定める監査方針および分担に従って各監査役の監査を受けます。

（エ）取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は監査役に報告し、その是正を図ります。

イ．当社子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

ウ．当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

（ア）「イワブチグループ企業行動指針」を定め、グループとして業務の適正を確保しています。

（イ）「子会社管理規定」を定め、子会社からの報告および内部監査を充実し、グループ内の意思の疎通を図っています。

（ウ）当社の取締役または使用人を子会社の取締役および監査役またはこれらに準ずる役職に任命し、業務執行の適正を図っています。

エ．当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）当社は、書類による情報の保存を原則とし、取締役の職務執行に係る書類および文書は「文書管理規定」に基づき、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存、管理しています。

（イ）電磁的文書および記録については、「情報管理規定」を整備し、適切な情報の保存および管理を行っています。

オ．当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（ア）当社は、業務に係るリスクとして以下aからj までの事項を認識し、その把握と管理体制の整備を進めています。

ａ 製品市場　ｆ 災害
ｂ 仕入れ　ｇ 情報システム
ｃ 品質　ｈ コミュニケーション
ｄ 環境　ｉ 法令・規則違反
ｅ 金融市場　ｊ 子会社

予防と緊急時の体制に関しては規定類を定めていますが、経営に重大な影響を及ぼすリスクの評価については別途定期的に見直し、その対策を検証する体制を整えています。

（イ）「情報管理規定」を定め、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全についての体制を整えています。

カ．当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）取締役会、常務会を原則月１回開催して経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。加えて、取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

（イ）取締役会の決定に基づく業務執行については、「会社組織ならびに業務分掌規定」、「職務権限規定」等においてそれぞれの責任について定めています。

キ．当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）「コンプライアンスについて」の社長声明を各部門に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図るとともに、コンプライアンス体制の基礎として、「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンス基本規定」を定めています。

（イ）上記の基本規定には、内部通報およびコンプライアンス教育についても定めています。

ク．当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「子会社管理規定」において、当社の取締役会に定期的に子会社からの出席を求め、経営上重要な事項につき報告を受けると定めています。

ケ．当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は上記オ（ア）において、「子会社」に係るリスクを認識し管理しています。

コ．当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

（イ）子会社取締役は、原則3か月に1度、当社取締役会に出席し重要事項の報告を行っております。また、当社による子会社内部監査を定期的に実施しています。

サ．当社子会社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

シ．当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（ア）監査役より、その職務を補助するスタッフの要請がある場合は、内部統制評価員をその任にあたらせます。

（イ）内部統制評価員がその任に従事している間の指示は監査役とし、取締役からの独立性を確保します。その旨「財務報告に係わる内部統制の構築と評価に関する実務要領」に定めています。

（ウ）内部統制評価員は、上記実務要領の定めのとおり監査役の指揮命令に従うものとし、監査役の指示の実効性を確保しています。

ス．当社監査役への報告に関する体制

（ア）常勤監査役が報告を受ける体制として既に実施されている次のことを制度化しています。

ａ 担任役員以上による決裁稟議書を回覧
ｂ 部店長会議および社内各種委員会への出席

（イ）現在実施されている監査役の電子情報の閲覧につき、日常的監査を容易にするため、可能な限りのアクセス権を設定しています。

（ウ）当社による子会社内部監査の監査結果は、遅滞なく監査役に報告されています。

（エ）当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底します。

（オ）当社「監査役監査規定」において、その職務遂行のために必要な費用は会社に請求することができると定めています。

（カ）上記に拘らず、監査役は必要の都度、当社および子会社取締役または使用人に対して報告を求めることが出来るものとしています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンスを取り巻く環境における順守項目の指針」を策定し、その中で、法令および規則を順守し、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しております。

（2）整備状況

対応統括部署を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士等の外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求等に対応することとしております。

また、千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県民会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入する等、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しております。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

（1）コーポレート・ガバナンス体制の模式図
添付のとおりであります。

（2）適時開示体制の概要
ア. 行動指針
「イワブチグループ企業行動指針」において、透明性を重視し、企業情報を適切に開示することおよび法令と規則を順守することを定めております。
また、「コンプライアンスを取り巻く環境における順守項目の指針」において、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示することを定めております。

イ. 社内規定に基づく体制
社内規定として「インサイダー取引防止管理規定」を定めております。この規定は、内部情報に関する把握、管理および適時情報開示に関する行動基準を示し、情報の漏洩および不正な取引等を防止し、企業の社会的責任を果たすことを目的としております。
特に、会社情報の開示に関しましては、株主はもちろんのこと、取引先、社員、地域社会をも含めた重要なステークホルダーに対して、企業が社会的存在としての役割期待を果たしていくことも重要であると考え、その意味で株主や投資家が的確に企業価値を評価できるように、より一層適時適切な情報開示に努めるものです。
このような考えに基づき、会社情報の適時開示に係る社内体制に関しましては、次のとおりであります。

（ア）決定事実に関する情報
当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼす事項または及ぼすおそれがあると考えられる事項については、常務会の協議を経て、取締役会または社長により決定され（事実の決定）、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

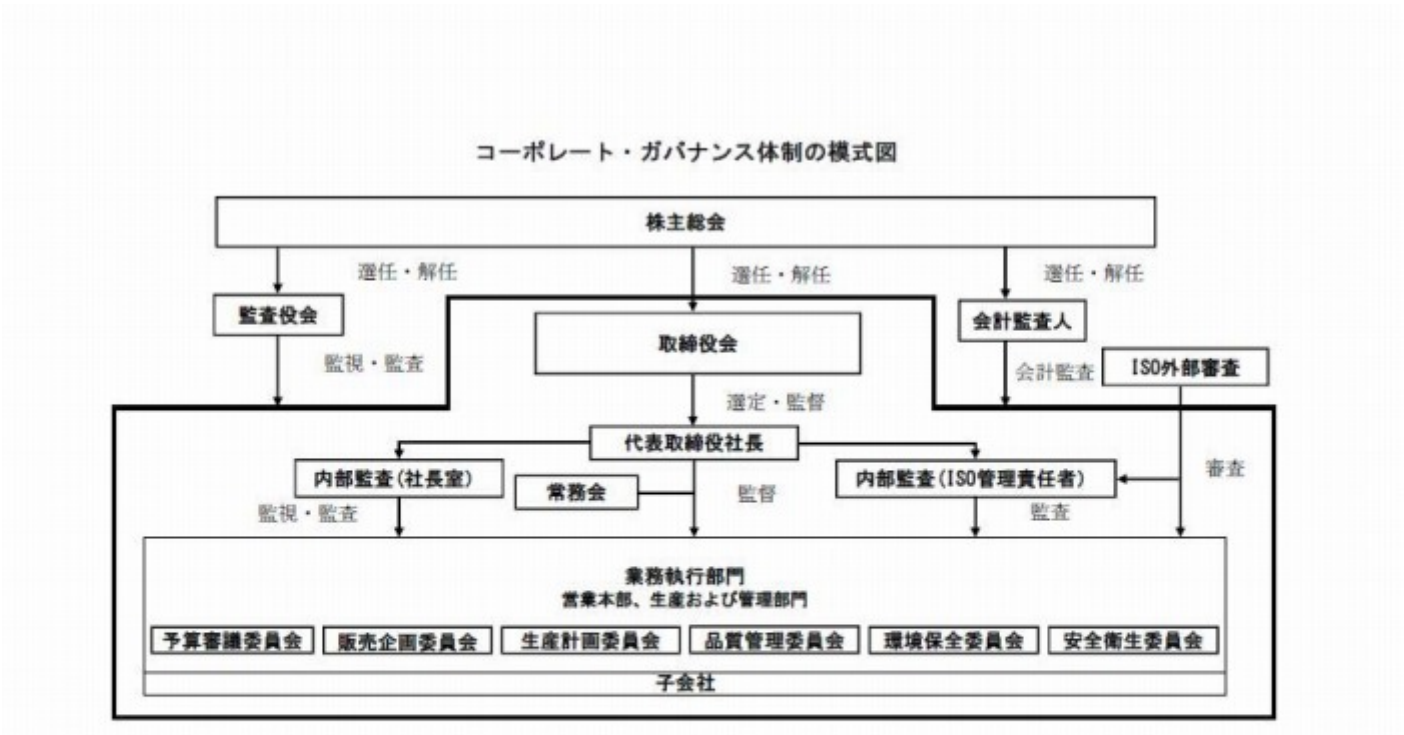
（イ）発生事実に関する情報
当社および当社の子会社の経営に重要な影響を及ぼす事実または及ぼすおそれがあると考えられる事実が発生した場合（事実の発生）、各部店長は速やかに社長および総務部長に報告し、総務部長が速やかに情報開示を行っております。
また、役職員が取得した情報が法定上の重要事実に該当しない場合でも、当該部店長は総務部長に照会し、総務部長は開示の要否を判断して、情報開示を行っております。

（ウ）決算に関する情報
決算に関する情報は、経理部長が取締役会へ報告を行い、取締役会の承認を受け、総務部長が速やかに情報開示を行っております。

ウ. 会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図
添付のとおりであります。

（3）コーポレート・ガバナンスの充実に向けての今後の検討課題
ア. 製品品質リスクの軽減に向けて、子会社・協力会社の品質管理をより一層強化する体制を検討しております。

イ. 一般業務監査とISO内部監査の連携によるより効率的な内部監査体制を模索しております。



会社情報の適時開示に係る社内体制の模式図

